

5 特別控除に関する証明書類

次の1～5に該当する場合で証明書類が提出できる場合（1は不要）は、特別控除を受けることができます。
 該当する項目があれば、「スカラネット入力下書き用紙」[14](#)ページ「K-特記情報」欄に必要事項を記入してください。
 （注）3～5についての控除額は、万円未満を切り上げて入力します。 例：14,300円→2万円
 ※生計維持者・世帯人数の考え方については12～13ページを参照してください。

	項目	控除額	提出書類	備考
1	あなたの家族は、母子又は父子家庭である	99万円	不要	在学校で面談等により認定（事実確認）を受けてください。
2	あなたの家族の中に障害のある人がいる	99万円	障害者手帳のコピー	あなたを含む、あなたと同一世帯の人が対象です。1人につき、左記の金額が控除されます。
3	主に生計を維持している人（父及び母又はこれに代わって生計を維持している人）が単身赴任等で別居している	上限 71万円	控除の対象となる費用に係る領収書のコピー	控除の対象となるのは、別居による家賃・光熱・水道・家具・家事用品の年間の実費です。単身赴任等で別居している者の氏名記載がないレシート等は不可です。 ※「通帳のコピーのみ」「請求書のみ」では、領収書と認められません。領収書の代わりとして通帳を提出する際は、その請求書・契約書も併せて添付してください。添付が無い場合は、控除の対象となりません。 ※別居が1年に満たない場合は領収書等から年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※上記に掲げる項目以外（引越代、食費、帰省交通費、電話代、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代等）は控除の対象となりません。
4	あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる	1年間の支出金額	直近6か月分の領収書のコピー	長期療養が見込まれるが、療養開始から6か月経過していないときは、申込日時点の分までの領収書のコピーを提出してください。長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可です。1年間の支出金額の計算式を添付してください。 ※控除対象となる項目は下記《参考》を確認してください。
5	この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加又は収入の減少がある（見込まれる）。	1年間の支出金額	被害を受けたことの証明書と被害により生じた実費を証明する領収書のコピー	長期にわたって支出の増加又は収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。支出の増加又は収入の減少が発生してから1年未満の場合は、年間の実費を推算し、その計算式を添付してください。 ※被害を受けたことの証明書とは罹災証明書・盗難届の証明書（届出受理番号等）を指します。 ※保険・損害賠償等によって補てんされた金額は控除額から除きます。単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。

《参考》上表、4「あなたの家族に6か月以上にわたり療養中の人又は療養を必要とする人がいる」の対象項目

控除の対象項目	発行者（所）	注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は歯科医師への診療・治療費 ・病院、診療所への入院費用 ・マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費 ・治療又は療養のための医薬品費 ・病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る） ・看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） ・介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師（病院等） ・看護人（派出所） ・薬局 ・介護サービス提供事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> *健康保険などによって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。 *光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除きます。 *証明書は一切返却しません。後日原本が必要になるもの（医療費の領収書等）は必ずコピーを提出してください。 *申込日時点で療養を終えている人は、控除の対象となりません。